

**令和３年度鉱害防止事業における
カーボンニュートラルの推進に資する
技術の開発に係る共同研究**

提案公募要領

令和３年６月２８日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

目次

目次

1. 公募テーマ	- 1 -
2. 契約形態、契約期間、経費、成果物の取扱い等	- 1 -
3. 研究活動の不正行為及び公的研究費の不正な使用等に関する対応	- 2 -
4. 提案者の資格	- 3 -
5. 提案書類等	- 3 -
6. 採択審査等	- 5 -
7. 報告会等	- 6 -
8. 成果の公表	- 6 -
9. 注意事項	- 7 -
10. 公募から成果の公表までの全体の流れ	- 7 -
11. 問い合わせ	- 8 -
（別紙1）調査研究費用の対象経費	- 9 -
（別紙2）提案書の様式及び記載例	- 10 -
（別紙3）提案書審査表	- 15 -
（様式第1）辞退届	- 16 -

・公募スケジュール

令和3年6月28日 公募開始（提案書の受理）

令和3年8月10日 公募締め切り

・契約期間

原則、契約締結日から令和4年2月28日まで

「令和３年度鉱害防止事業におけるカーボンニュートラルの推進に資する 技術の開発に係る共同研究」の研究相手先の公募について

休廃止鉱山においては、坑廃水を無処理のままで河川等へ放流すると下流の公共水域において人の健康や農産物等に被害を与える恐れがあるため、地方公共団体等が中和処理等の鉱害防止事業を実施しています。これまで中長期にわたる国民経済負担の軽減という観点から、リスク評価を踏まえた処理コスト削減に向けた取り組みが行われてきましたが、今後は新たに持続可能な社会の達成という観点からカーボンニュートラルの推進に向けた取り組みについても重要な課題となっています。

このたび、上記観点から、１．に示すテーマについて専門技術及び識見を有する民間企業あるいは研究機関と共同研究を実施することとし、以下のとおり、共同研究相手方を募集いたします。御関心ある方々は、下記要領をご覧の上で、ご提案いただきますようお願いいたします。

１．公募テーマ

以下の研究テーマにて募集いたします。

研究テーマ：「カーボンニュートラルの推進に資する技術の開発」

休廃止鉱山における坑廃水処理事業等においても様々な場面で温室効果ガスを排出しており、鉱害防止事業におけるカーボンニュートラルの推進の観点からは対策の余地が残されているため、カーボンニュートラルの推進に資する二酸化炭素の固定など、カーボンニュートラルの推進に資する技術について調査研究を行います。

２．契約形態、契約期間、経費、成果物の取扱い等

（１）公募対象

日本国内の民間企業あるいは研究機関（大学、研究所）

（２）契約形態

機構と採択者との間で調査研究契約を締結します。

機構側で準備している契約書案は別添のとおりですが、実際に締結する契約書につきましては個別に協議することも可能です。

（３）契約期間

原則として、契約締結日から令和４年２月２８日までとします。

（４）採択期間

希望する採択期間を提案書（研究スケジュール等）の中にご記載ください。また、提案書における研究計画は、希望する採択期間に合致した内容を示してください。

ただし、契約については単年度毎となりますので、翌年度の実施については、毎年度別途審査を実施いたします（７．参照）。

（５）研究業務の経費

採択案件１件あたり（消費税等込み）の経費上限額は次のとおりです。

①研究機関 ： ５００万円未満／年

（機構が１００％負担）

②民間企業 ： １，０００万円未満／年

（それぞれ５０％ずつ負担し、機構の負担は５００万円未満とする）

なお、調査研究費用の対象経費については、別紙に定めるとおりとします。

※ １件税込２０万円以上の備品は購入出来ません

（６）成果等の取扱い

研究成果として、双方の協力により成果報告書を作成します。成果物の著作権については、原則として、機構に帰属することとします。また、本研究により得られた発明等の成果及びその知的財産権の帰属については、双方の共有とし、その割合は双方の貢献度（費用負担額等）を勘案して定めるものとします。

３．研究活動の不正行為及び公的研究費の不正な使用等に関する対応

（１）研究活動の不正行為

「研究活動の不正行為への対応について（２００８年（総務）通達第１３３号）」及び経済産業省指針「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日。平成２７年１月２２日改正）に従い、研究活動の公正性を確保するために必要な措置を講じます。

(2) 公的研究費の不正な使用

「研究資金の運営・管理に関する通達（2010 年（総務）通達第 143 号）」及び経済産業省指針「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日。平成 25 年 1 月 22 日改正）に従い、研究資金の不正使用を防止するために必要な措置を講じます。

4. 提案者の資格

次の要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- ② 国の令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）の競争参加資格（全省庁統一資格）の物品の製造・販売等の分野における「役務の提供等」のうち、「A」、「B」、若しくは「C」等級に格付けされている者、又は、当該競争参加資格を有しない者で、下記提案期間までに資格審査を受け当該等級に格付けされた者であること。
- ③ 現在、国又は政府関係機関等からの補助金交付の停止及び契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- ④ 本研究を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有すること。
- ⑤ 本研究の実施にあたり、必要に応じて機構との連絡調整や打合せの適切な対応が可能であること。
- ⑥ 本研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

5. 提案書類等

(1) 提出書類

以下の a.提案書（別添参照）に必要事項を記載の上、b. 及び c. と共に用意し提出してください。なお、提案関係書類は、機構ホームページよりダウンロードの上、作成をお願いします。

また、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けている場合は、それを証明する書類として d. の書類の写しを提出してください。

- a. 提案書 1 部（表紙に代表者印を押印のこと）
- b. 貴機関／社概要（パンフレット等）
- c. 令和 0 1 ・ 0 2 ・ 0 3 年度（平成 31 ・ 32 ・ 33 年度）の競争参加資格（全省庁統一資格）
通知書の内、上記 4.②により必要なものの写し 1 部
- d. ① 女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナ
えるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
② 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定及
びプラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユース
エール認定）に関する「基準適合事業主認定通知書」
④ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届」
⑤ 内閣府男女共同参画局長が発行する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当
確認通知書」

（２）提案期限 ・ 提案方法

提案関係書類は、**令和 3 年 8 月 1 0 日（火）**までに以下まで郵送（必着）するとともに、P D
F ファイルを（３）提案先メールアドレスまでお送りください。

（３）提出先

105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目 1 0 - 1 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属環境事業部 調査技術課

E-mail : chosa-tech@jogmec.go.jp

（４）その他の要件

- ・ 応募内容に不明点がある場合、別途照会をさせていただく場合があります。
- ・ 提案書の作成等、応募に要する費用等は応募者側の負担となります。

6. 採択審査等

(1) 審査

機構は、提案者から提出された提案書について、以下の審査項目に基づき公募期間終了後に審査を行います。なお、審査終了後に個別に採択結果をご連絡いたしますが、審査の経過等に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

(2) 審査項目

【必須項目】

- ① 応募テーマの研究を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有すること。
- ② 応募テーマの研究の実施にあたり、必要に応じて機構との連絡調整や打合せの適切な対応が可能であること。
- ③ 応募テーマの研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

【加点項目】

- ① 応募テーマの目的に十分合致し、提案内容が適切に整理されているか。
- ② 応募テーマに関する知識・研究経験が十分あるか。
- ③ 応募テーマに関するノウハウを活かした工夫が提案に盛り込まれているか。
- ④ 実用化された際のカーボンニュートラル推進への貢献について具体的に提示されているか。
- ⑤ 研究計画や研究手法などについて研究方針が十分に提示されているか。
- ⑥ 本研究を円滑に遂行するために十分な研究実施体制になっているか、必要概算経費について妥当であるか。
- ⑦ 緊急事態宣言等による移動制限等が発生した場合に、代替案等による本研究の遂行が可能と判断されるか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業・団体等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けているか。

(3) 採択件数

2 件程度を採択する予定です。また、提案数や提案内容によっては採択数が増減することもあり得ます。

（４）採択結果の通知

採択された提案は、機構から提案代表者宛に採択通知書を送付します。

7. 報告会等

（１）採択期間１年間の提案の場合

契約期間終了日前後に、採択審査委員に対する報告会を実施し、研究成果の評価を行います。

（２）採択期間２年間の提案の場合

初年度の契約期間終了日前後に、採択審査委員に対する報告会を実施し、研究成果の評価を行い、採択審査委員の審査により特に問題（研究進捗状況の著しい遅れや提案内容と実施内容の大幅な相違等）がないと認められた場合、翌年度も調査研究を継続・実施をいたします。また、２年目の契約期間終了日前後に、採択審査委員に対する最終報告会を実施し、研究成果の評価を行います。

なお、翌年度の継続・実施を望まない場合には様式第１に定める辞退届を提出して下さい。

（３）報告会の開催について

報告会については、オンラインでの開催となります。

8. 成果の公表

調査研究の採択期間終了後に、機構・提案者双方での協議の上、機構は当該調査研究で得られた成果の概要を公表することといたします。なお、機構と提案者との協議で非公表とすべきであると判断される成果内容については、その限りではありません。

9. 注意事項

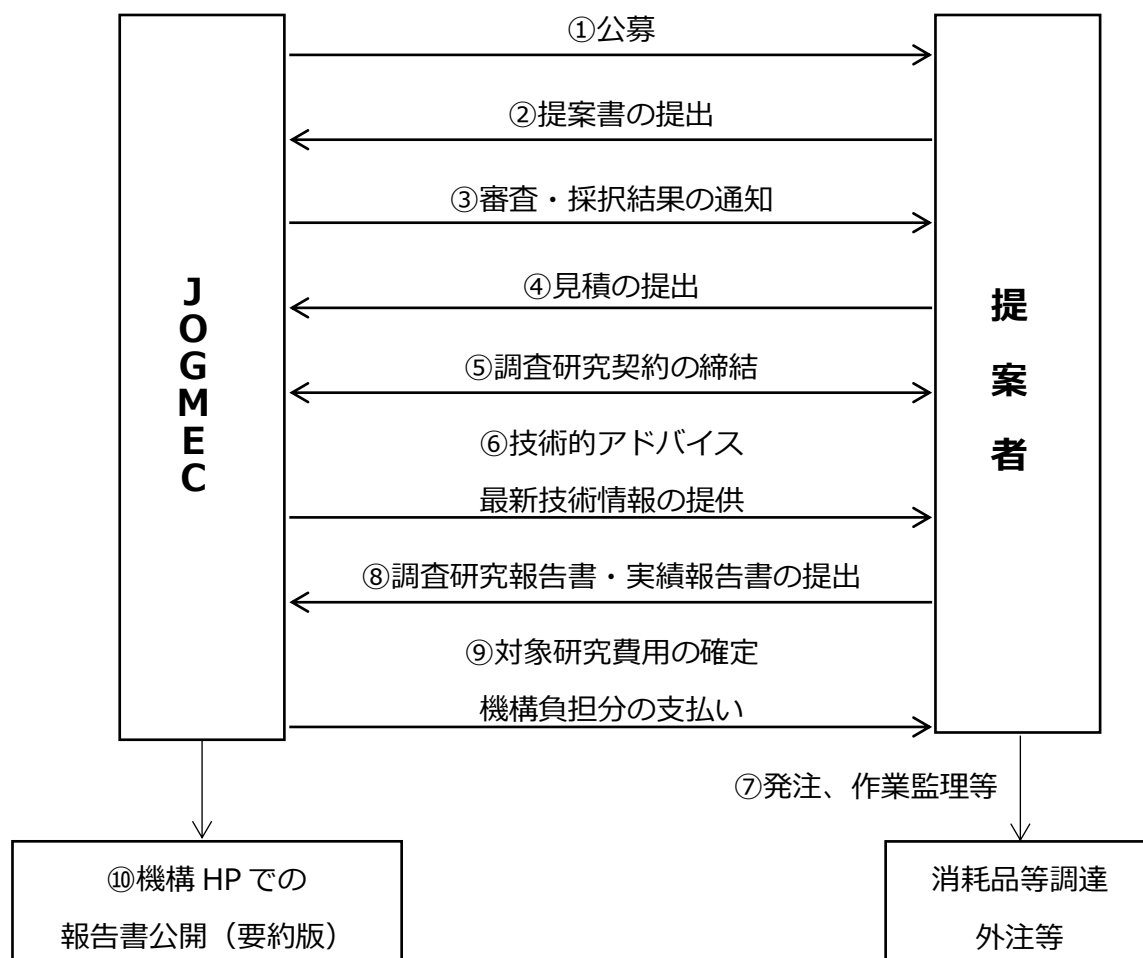
- ① 国の令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）の競争参加資格（全省庁統一資格）の物品の製造・販売等の分野における「役務の提供等」において資格登録されている代表者となります（4. ②参照）。本代表者以外の者を提案書の代表者として記載する場合は、提案書とあわせて委任状等を提出して下さい。
- ② 提案書の作成等、応募に要する経費等は機構として負担いたしかねますのでご了承願います。
- ③ 提案書等で記載された内容については、採択の基本方針となりますので、着実に実現が確約されることのみを記載してください。なお、記載された内容に変更があった場合には、選定後であっても選定を取り消すことがあります。
- ④ 審査結果に関する個別のお問い合わせには応じかねます。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、契約締結の延期や事業内容を変更又は中止することがあります。
- ⑥ 本件に係る手続きのため、機構に入構する場合は、感染拡大を防止するための対策（マスク着用、手指消毒等）の徹底にご協力ください。

10. 公募から成果の公表までの全体の流れ

公募から成果公表までの主要な手続きの流れは以下のとおりです。

※太字下線が提案者の作業項目です。

- ① 公募
- ② **提案書の提出**
- ③ 審査・採択結果の通知
- ④ **見積の提出**
- ⑤ **調査研究契約の締結**
- ⑥ 技術的アドバイス、最新技術情報の提供
- ⑦ **発注・作業監理等**
- ⑧ **調査研究報告書・実績報告書の提出**
- ⑨ 対象研究費用の確定、機構負担分の支払い
- ⑩ 機構 HP での報告書公開（要約版）



11. 問い合わせ

公募に関するお問い合わせは、以下の宛先に電子メールを使用して日本語にて、令和3年8月6日（金）17時までをお願いいたします。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属環境事業部調査技術課

E-mail : chosa-tech@jogmec.go.jp

以上

(別紙 1)

調査研究費用の対象経費

(研究機関)

1. 調査・研究に係る業務委託契約に関する事務取扱要領(2004 年(財経)要領第 22 号(公募ページ添付資料参照))に基づく、人件費、事業費、再委託・外注費、一般管理費(提案者の一般管理費率の実績又は 10%のいずれか低い率とする)、消費税・地方消費税及びその他機構が必要と認める経費

(民間企業)

1. 対象経費

- (1) 試験、分析及び解析等外注費
- (2) 外部専門家・技術者等の派遣等に係る旅費交通費、謝金及び実験等に係る雑役務費
- (3) 実験等に使用する消耗品、資機材及び分析試薬等
- (4) 実験、データ解析等に必要な専門書等の資料購入費
- (5) 報告書及び関連付帯資料作成に係る経費
- (6) その他、機構が対象経費と認めるもの

2. 対象外の経費

以下の経費については、調査研究費用の対象経費としない。

- (1) 調査研究対象者の人件費、旅費交通費
- (2) 実験設備、分析機器、計測機器及びコンピュータ等の購入・賃借にかかる費用
- (3) 光熱水費
- (4) 各種保守料・保険料
- (5) 公租公課
- (6) その他、機構が対象経費と認めないもの

(別紙 2)

提案書の様式及び記載例

1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記載してください。
2. 用紙は、A 4 判（縦）を利用し、左綴じにて調製してください。
3. 提案書は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出してください。

【表紙記載例】

「令和３年度鉱害防止事業におけるカーボンニュートラルの推進に資する
技術の開発に係る共同研究」提案書

公募テーマ：「カーボンニュートラルの推進に資する技術の開発」

希望する採択期間：○年間

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提案者名 〇〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇〇

連絡先

役職名 〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇〇〇

TEL 〇〇〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇〇〇

E-Mail 〇〇〇〇〇〇

【本文記載例】

1. 公募テーマ：「カーボンニュートラルの推進に資する技術の開発」
2. 研究課題名：（任意の研究タイトルをご記入ください）
3. 研究目的・概要
4. 研究実施方法

研究項目ごとに研究実施方法及びスケジュールを記載してください。

研究項目 a：

.....

研究項目 b：

.....

研究項目 c：

.....

研究項目	令和3年度							
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
(1) 研究項目 a	→	→	→					
(2) 研究項目 b			→	→	→	→		
(3) 研究項目 c				→	→	→	→	→

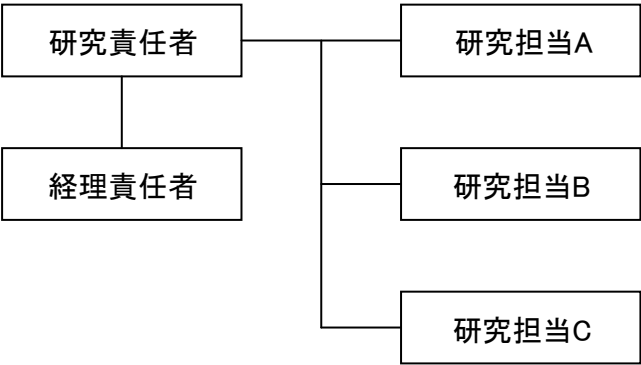
<2年間を希望する場合、以下の表にも記載してください>

研究項目	令和4年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
(1) 研究項目 a	→	→	→							
(2) 研究項目 b				→	→	→	→	→	→	→
(3) 研究項目 c					→	→	→	→	→	→

5. 研究実施体制

当該研究が採択された場合の実施体制を記載してください。

(研究実施体制記載例)



それぞれ所属、職名、氏名を記載。研究担当者は
分担内容も記載

※提案書に記載し、経理
担当責任者が押印して
ください。

本研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等に十分な管理能力を有
していることを証明します。 経理担当責任者 ○○ ○○ 印

6. 必要概算経費

令和3年度

(単位：千円)

区分	項目	金額
1. 人件費		
2. 事業費	旅費交通費	
	消耗品費	
	・・・費	
	事業費計	
3. 一般管理費 (%)		
4. 再委託・外注費	・・・株式会社	
	・・・株式会社	
	再委託・外注費計	
5. 中計 (1. + 2. + 3. + 4.)		
6. 消費税及び地方消費税 (5. の10%)		
7. 合計 (5. + 6.)		

< 2 年間を希望する場合、以下の表にも記載してください >

令和 4 年度

(単位：千円)

区分	項目	金額
1. 人件費		
2. 事業費	旅費交通費	
	消耗品費	
	・・・費	
	事業費計	
3. 一般管理費 (%)		
4. 再委託・外注費	・・・株式会社	
	・・・株式会社	
	再委託・外注費計	
5. 中計 (1. + 2. + 3. + 4.)		
6. 消費税及び地方消費税 (5. の 1 0 %)		
7. 合計 (5. + 6.)		

7. 研究実績

応募テーマに関する論文発表実績や学会発表実績をご記載ください。

8. その他

以上

(別紙3)

令和3年度鉱害防止事業におけるカーボンニュートラルの推進に資する
技術の開発に係る共同研究事業

提案書 審査表

	審査項目	配点	
必須項目	①応募テーマの研究を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有すること。	10	30
	②応募テーマの研究の実施にあたり、必要に応じて機構との連絡調整や打合せの適切な対応が可能であること。	10	
	③応募テーマの研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。	10	
加点項目	①応募テーマの目的に十分合致し、提案内容が適切に整理されているか。	20	170
	②応募テーマに対する知見を有し、十分な研究実績があるか。	20	
	③応募テーマに関するノウハウを活かした工夫が提案に盛り込まれているか。	30	
	④実用化された際のカーボンニュートラル推進への貢献について具体的に提示されているか。	30	
	⑤研究計画や研究手法などについて研究方針が十分に提示されているか。	30	
	⑥本研究を円滑に遂行するために十分な研究実施体制になっているか、必要概算経費について妥当であるか。	20	
	⑦緊急事態宣言等による移動制限等が発生した場合に、代替案等による本研究の遂行が可能と判断されるか。	20	
加点項目 (ワーク・ライフ・バランス項目)	⑧ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業・団体等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けているか。	10	
合計		210 (1,050)	

(様式第1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
金属環境・海洋・石炭本部長 殿

組 織 名
代表者名

印

辞 退 届

「令和3年度鉱害防止事業におけるカーボンニュートラルの推進に資する技術の開発に係る共同研究」に関しまして、下記のとおり翌年度の継続・実施を希望いたしません。

記

1. 研究課題名：
2. 辞退理由：

(用紙サイズA4)